

## 令和5年度 第2回三重地方最低賃金審議会議事録

1 開催日時 令和5年7月6日(木) 10時00分～11時25分

2 開催場所 津市島崎町327-1 津公共職業安定所 2階会議室

### 3 出席委員

公益代表 中村 玲子 西川 昇吾 三好 正人 安井 広伸

労働者代表 浅野 啓介 伊藤 由幸 葛山真由美 佐橋 洋一 前田 良彦

使用者代表 大西 宏弥 栗須百合香 中村 和仁 別所 浩己 山本 正仁

### 4 議題

- (1) 三重県最低賃金の改正決定について(諮問)
- (2) 特定(産業別)最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)
- (3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

### 5 開会

(指導官)

只今より令和5年度第2回三重地方最低賃金審議会を開会させていただきます。

では、先ず、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数についてですが、15名の委員の内、公益の前田委員から欠席のご連絡をいただいております。

従いまして、14名の出席により、最低賃金審議会令第5条第2項に規定されております定足数について、これを満たしており、有効に成立していることをご報告させていただきます。

また、本日の審議会は三重地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定により公開対象であり、公開の場合の事務処理要領に基づく公示を行ないましたところ、傍聴申込があり、6名の傍聴を認めておりますので、よろしくお願ひします。

それでは、開会にあたりまして三重労働局長から、ご挨拶を申し上げます。

(局長)

おはようございます。三重労働局長の金尾でございます。

本日は、ご多忙中にも関わらず、令和5年度第2回三重地方最低賃金審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

委員の皆様には、従前より、最低賃金審議会の円滑な運営に多大なるご協力を賜っておりますことに、改めまして厚く御礼申し上げます。

さて、本日は、「三重県最低賃金」の改正決定について諮問させていただくこととされています。

併せて、特定（産業別）最低賃金につきましても、改正決定の申出がありました5業種に係る「改正決定の必要性の有無について」の諮問をさせていただくこととしておりますので、よろしくお願い致します。

最低賃金につきましては、令和5年6月16日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2023（令和5年6月16日閣議決定）」の中で、「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年は全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論を行う。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」とされています。

本年度の審議会は、こうした状況についても十分配慮いただきながら、審議を始めていただくことになり、委員の皆様におかれましては、様々なお立場から色々なご意見があらうかと存じますが、慎重かつ闊達なご審議をよろしくお願い申し上げます。

簡単ではございますが、開会にあたっての挨拶とさせていただきます。

本日はよろしくお願い致します。

(指導官)

ありがとうございました。

それでは審議会の議事に入りますが、議事進行は、運営規程により会長が行っていただくことになっておりますので、会長よろしくお願い致します。

## 6 議 事

### (1) 三重県最低賃金の改正決定について（諮問）

(会 長)

委員の皆様には、本日お暑い中、本審議会にお集まりいただきまして誠にありがとうございます。

世間では、梅雨末期の豪雨というのはよく聞くのですが、まだまだ梅雨が始まったばかりにも関わらず、先日来から九州地方に大雨による被害が出ております。そうかと思うと、今日も真夏日になるかという予想ですけれども、急に暑くなったり、非常に雨が降ったり、何か分からない天候が続いております。

本審議会も雨降って地固まるではないですけれども、大雨が降るかもしれないかもしれませんが、その後は是非熱い審議をもって、最終的に晴れで終わるような審議会をしていただければと願うところでございます。

先ほど局長よりご挨拶にありましたように、本日は三重地方最低賃金審議会の諮問を受け、また、特定（産業別）最低賃金の必要性の有無についての諮問を受けるという非常に重要な審議会になっております。最後まで慎重な審議をよろしくお願いいたします。

それでは、これより令和5年度第2回三重地方最低賃金審議会を開催させていただきます。

まず、議事の1番、「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をお受けしたいと思います。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

— (写)を各委員に配付する。 —

(会 長)

只今、局長から諮問文を頂戴いたしました。また、皆様のお手元にはその写しを配付させていただきました。

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

— 指導官、諮問文を朗読 —

(会 長)

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局からご説明をお願いします。

(室 長)

それでは、先ず、諮問の背景に関しまして、ご説明させていただきます。

最低賃金制度については、低賃金労働者の保護、公正競争の確保、労使関係の安定の促進に役立っているところですが、これまで紆余曲折を経まして現在に至っております。

現在の審議会方式による決定方式につきましては、昭和 52 年の中央最低賃金審議会答申により定められたものですが、この内容は、全国的に整合性のある決定が行われるよう 47 都道府県をランク分けし、最低賃金改定の目安額を作成して一定期日までに地方最低賃金審議会に提示するというものでございます。

この目安制度は昭和 53 年から導入されていますが、本年も厚生労働大臣から中央最低賃金審議会に、地域別最低賃金額改定の目安について 6 月 30 日に諮問され、目安小委員会に審議が付託されたところでございます。

つきましては、地方の最低賃金審議会におきましても、中央最低賃金審議会から今後示される目安額に基づき、審議する必要が生じたので、今回、三重労働局長から三重地方最低賃金審議会会長宛てに諮問をさせていただいたところでございます。

よろしく願いいたします。

続いて、お手元の本資料に基づき、最低賃金を取り巻く情勢について、賃金指導官から説明をさせていただきます。

(指導官)

1 資料 1 をご覧下さい。

これは本年の連合・経団連の春季の賃上げ妥結状況となっております。

2 次に資料 5 をご覧下さい。

この資料は三重県における令和 4 年の産業別定期給与、出勤日数、労働時間等の状況を、前年と比較したものです。

規模 5 人以上と 30 人以上で分類しておりますので、先ず、上段の規模 5 人以上の表をご覧下さい。

・産業区分の 1 番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、259,064 円、前年比マイナス 0.7%となっております。

・「所定内労働時間数」は、126.2 時間、前年比マイナス 0.8%

・「所定外労働時間数」は、11.3 時間、前年比プラス 0.5%

となっております。

次に、下段の規模 30 人以上の表をご覧下さい。

・産業区分の 1 番上の「調査産業計」の「決まって支給する給与」は、284,346

円、前年比マイナス 1.8%、

- ・「所定内労働時間数」は、129.7 時間、前年比マイナス 1.3%、
- ・「所定外労働時間数」は、13.4 時間、前年比プラス 0.1%  
となっております。

3 次に、資料 6 をご覧下さい。

労働経済指標の推移でございますが、

- (1) 先ず、区分の 2 列目「消費者物価指数」をご覧ください。指数につきましては、右上に書いてありますが、令和 2 年を 100 とする方式で、また、三重県の数値は県庁所在地（津市）の数値を用いています。上から 4 段目の令和 4 年平均を見ていただきますと、全国、三重県共に 102.7 で前年比プラス 3.0%という状況になっています。

- (2) 現金給与総額の名目賃金指数と実質賃金指数です。

(ア) まず、名目賃金指数ですが、

- ① 全国の令和 4 年平均は、  
規模 5 人以上が 102.3 で、前年比プラス 2.0%、  
規模 30 人以上が 104.0 で、前年比プラス 3.1%  
という状況になっております。
- ② 三重県では令和 4 年平均は、  
規模 5 人以上が 101.2 で、前年比マイナス 0.7%、  
規模 30 人以上が 98.1 で、前年比マイナス 1.6%  
という状況になっております。

(イ) 次に、実質賃金指数ですが、

- ① 全国の令和 4 年平均は、  
規模 5 人以上が 99.6 で、前年比マイナス 1.0%、  
規模 30 人以上が 101.3 で、前年比プラス 0.1%  
という状況になっております。
- ② 三重県では令和 4 年平均は、  
規模 5 人以上が 98.5 で、前年比マイナス 3.6%、  
規模 30 人以上が 95.5 で、前年比マイナス 4.5%  
という状況になっております。

4 次に資料 7 「鋳工業生産指数及び鋳工業製品在庫指数の推移」をご覧ください。  
直近 3 年分の年平均についてご説明しますと、平成 27 年を 100 とした数値で、

三重県の鉱工業生産指数は、令和2年平均100.0、令和3年平均は、110.2と増加しており、令和4年平均は、118.6となっています。

三重県の鉱工業製品在庫指数は、令和2年平均101.5、令和3年平均は、95.5と減少しており、令和4年平均は、93.0となっています。

5 次に資料8「安定所別有効求人倍率の推移」をご覧ください。

令和5年5月の三重県の有効求人倍率の季節調整値は、1.31倍であり、前月を0.02ポイント下回っています。

なお、後ろにご参考までに、三重県内の各安定所別の「新規学卒者の初任給情報」をお付けしています。

6 資料3をご覧ください。

今年6月16日に閣議決定されました「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2023改訂版」でございます。

3ページ下から8行目の下線部をお読みします。「最低賃金について、昨年は、過去最高の引上げ額となったが、本年は、全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、最低賃金の地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」と、最低賃金に関する記載がされているところでございます。

7 続きまして資料4をご覧ください。

今年6月16日に閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2023」、骨太方針の抜粋資料でございます。

3ページ上から10行目の下線部をお読みします。「最低賃金については、昨年は過去最高の引上げ額となったが、今年も全国加重平均1,000円を達成することを含めて、公労使三者構成の最低賃金審議会で、しっかりと議論をいただく。また、地域間格差に関しては、最低賃金の目安額を示すランク数を4つから3つに見直したところであり、今後とも、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る。」と、最低賃金に関する記載がされているところでございます。

以上が、三重県最低賃金の改正諮問させていただきました背景等に係る資料説明でございます。

よろしくお願ひいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

只今、事務局の方から、本日の諮問の趣旨と説明を頂戴いたしました。

沢山の資料に基づく説明でございましたので、すぐに理解をするには時間が足りないかもしれませんが、今の資料等の説明を聞いていただきまして、ご質問等ございましたら、承ります。いかがでございませうでしょうか。

特にございませぬか。膨大な資料でございませぬので、今後の審議会の参考資料としてご活用していただければと思っております。

(2) 特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

(会 長)

それでは、次の議題に移らせていただきます。議題の2番目、「特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無について」の諮問をお受けしたいと思っております。

— 局長から会長に「諮問文」の手交 —

— (写) を各委員に配付する。 —

(会 長)

只今、特定（産業別）最低賃金の改正決定の必要性の有無についての諮問文を頂戴いたしました。皆様には写しを配付させていただきました。

それでは、事務局の方で諮問文の朗読をお願いします。

— 指導官、諮問文を朗読 —

(会 長)

それでは、只今の諮問の背景等について、事務局から説明をお願いします。

(室 長)

それでは、三重県特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無に関しまし

て、ご説明させていただきます。

資料9をご覧ください。

先程の諮問の中にも別添のとおりとあったのですが、その別添が資料9の方についている形になっておりますのでよろしくお願ひいたします。

それでは、1ページをご覧ください。

これは、令和5年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等の申出に係る状況を取りまとめたものでございます。

今年度における三重県特定（産業別）最低賃金改正等につきましては、電線・ケーブル製造業ほか4業種について、7月4日の申出締切日までに、「申出書」が提出され、所要の内容審査を行った上で申出書の受理をさせていただいたところでございます。

申出の要件は、「最低賃金に関する労働協約が適用されている場合の産業別最低賃金に係る申出については、当該労働協約が同種の基幹的労働者の概ね3分の1以上のものに適用されていること。」となっております。

「申出による労働協約等の適用労働者数」は、各申出代表者から提出のあった申出書に記載してある基幹的労働者数を入れてございます。

「比率」は、「申出による労働協約等の適用労働者数」を「センサス等の基幹的労働者数」で除した比率となっております。

例えば、電線・ケーブル製造業を見ていただきますと、「センサス等の基幹的労働者数」が1,361人、「申出による労働協約の適用労働者数」が991人ということで、「比率」の欄をご覧くださいと、72.8%となっており、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているところでございます。

他の業種を同様の見方で見ていきますと、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業が45.5%、一般機械器具製造業が34.2%、電気機械器具製造業が58.3%、自動車・船舶製造等の輸送用機械器具製造業が48.2%となっておりまして、改定の申出のありました各産業（5業種）は、「おおむね3分の1以上」の要件を満たしているものと判断いたしました。

なお、2月に意向表明のありました6業種の内、「ガラス・同製品製造業」につきましては、7月4日までに申出書を提出されておられません。

（会 長）

改定の申出のありました5業種につきましては、「おおむね3分の1以上」の要件を満たすものとして、扱わせていただきます。

三重県特定（産業別）最低賃金の改定決定の必要性の有無について、諮問をお受けしましたので、第1回本審の中でお願いしておりました現段階での労使それぞれのお考えを聞かせていただきたいと思います。

まず、意向表明されました労働者側からお願いできますでしょうか。

（伊藤委員）

連合三重の伊藤と申します。

本年度は先程ご案内がありましたように、6業種の意向表明がございましたが、ガラス・同製品製造業におきましては、改定の要件を満たさず断念いたしましたところがございます。5業種につきましては、担当の各労働者代表委員から各業種についての報告をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

それでは、資料9にありますこの表の順に沿ってそれぞれ報告させていただきたいと思えます。よろしくお願い致します。

（葛山委員）

自動車総連の葛山と申します。よろしくお願い致します。

私は、輸送用機械器具製造業に関して申出をいたしまして、その思いを考えというところでお話をさせていただきたいと思っております。

三重県における輸送用機械器具の出荷高をみますと、県内の製造品の約四分の一を占めるような基幹産業でありまして、全国的に見ても高い水準であると認識しております。完成車、船のみならず、部品などの製造を含めて、相当裾野が広い産業でありまして、三重を支えている産業だと認識しております。

そんな中の取巻く情勢になりますけれども、自動車でいえば部品供給課題が、完全ではないものの回復をしてきておりまして、生産は増加している状況にあります。

また、納期が長期化している中で、待っていただいているお客様に一日でも早く製品を届けなければならない状況にあります。また、船につきましても海運業だったり、輸送業が好調でありまして、2、3年分の仕事量が確保できている状況です。

一方で、人手不足というのが本当に深刻な状況であります。増産に伴いまして人手を確保したいのですが、集まらない状況でして、それに対して、企業内の応援で対応をしたり、非正規の方の採用を進めている状況でありますけれども、採用につきましては、人が集まらない状況に加えて、定着しないということも問題となっております。採用後、間もなく離職ということが多々あり、常に現場は収縮が続いている状況です。

また、中小零細企業におきましては、後継者不足ということが大きな問題となっ

ております。同じ賃金であれば、3Kであったり、危険が伴うような仕事ではなくて、他の産業に行ってしまうということが多々あります。今後、電動化であったり、カーボンニュートラルに向けまして大変革期の中で、既存の事業をまわしながら将来に向けてシフトしていかなければならないというところでは、人材確保というのは、非常に大きな課題となっております。ですので、今回の春闘で企業内最賃だったり、賃金を上げてきたのですが、産業の発展のためには未組織で働く多くの仲間に波及する特定（産業別）最低賃金が非常に重要になってくると考えておりますので、今回申出をいたしました。よろしくお願いいたします。

（佐橋委員）

私は、三重県一般機械器具製造業及び三重県洋食器・刃物・手道具・金物類製造業の申し立てをさせていただきました。

資料上、訂正をいただきたい点がございます。まず、資料9の申出提出日一覧、申出代表者のところなのですが、細かいところで申し訳ございませんが、JAM東海三重県連絡会になりますので、県を入れていただきたい。また、申出による労働協約の適用労働者数、一般機械器具製造業は5,113で、比率が34.9になります。付属の資料では、現状整合が取れておりませんので、この点を訂正をさせていただきたいと思います。

一般機械器具製造業でございますが、特定（産業別）最低賃金が最後に制定されているのが2003年でございます。その後、20年間制定が出来ておりませんでした。

しかしながら、各企業労使間では企業内最低賃金協定も含めて、活発な議論が続いておりまして、なかなかこの場に出せてなかったというのが現状でございます。今回、新たに当該産業は派遣社員等を使ってなんとかまわしている、大企業でも人が取れないということで、非常に苦しんでいるところもございます。また、中小零細に関しては、三重地方最低賃金で雇用をせざるを得ない状況というのが続いているというのが実情でございます。

改めて、当該産業の労働組合を中心に、特定（産業別）最低賃金について理解をしていただいて、今回、三重の一般機械器具製造業、洋食器・刃物、どちらに関してもやはり特定（産業別）最低賃金がないと、今後、人を採用していくことはできない。むしろ流出が続いていくという危機感を持ちまして今回提出に至ったというのが経緯でございます。

改めて申し上げますと一般機械器具製造業は、特に三重の北勢地区を中心に愛知への人材流出が続いております。愛知に関しては、自動車産業を含めて比較的高い

賃金で雇用をされている現状がございます。そういう中で、三重県の一般機械器具で働いていただく方により高い賃金で働いていただいて、愛知に行くこと無く、三重県で留まって働いていただけるよという思いで、今回提出をしております。

また、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業に関しては、三重地方最低賃金で中小だけではなく、大きい企業もですね、ほとんどこの近似値で雇用をしているというのが、現状でございます。

人材流出が続いているのですが、今の段階ではどうすることもできないということが悩みの種でございます。少しでも賃金を引き上げて当該産業の発展を図らないと、世界的にもシェアの高い商品を扱っている産業でございますので、このままでは産業だけではなく、様々な地域の衰退に繋がってしまうので、提出をしたいというところで、申出をさせていただきました。よろしくご審議の程をお願いいたします。

(浅野委員)

電気機械器具製造業の話をしていただきたいと思います。

電気連合三重地協の浅野です。よろしくお願いいたします。

三重県における電気産業の位置づけという切り口でお話をさせていただきたいと思っております。

先ほど説明もありました資料7の鋳工業生産指数の推移という資料を見ていただければと思います。電気機械の方は、右から二つ目の欄ということになります。平成27年、2015年基準に対しまして、常に高水準で推移しているというのが電気機械器具製造業ということになります。他産業よりも高い数字になっているということも読み取りいただけるとと思います。

また、製造品出荷額付加価値生産額、これは資料に載っていませんけれども、こちらの方の数字も常に全国の上位を占めております。年によっては例えば2021年一人当たり製品出荷額等におきましては、全国1位となる数字もある事業であります。事業所数も360、従業員も約29,000人ということで、三重県において主要産業であることは間違いのないという位置付けであります。

電気産業の永続的発展の為にも特定（産業別）最低賃金の議論審議というものを行うことは非常に重要だと思っております。以上です。

(前田良彦委員)

それでは、最後になりますが、三重県電線ケーブル製造業の説明をさ

させていただきます。私、U Aゼンセンの前田です。よろしくお願いたします。

改めて特定（産業別）最低賃金の趣旨等につきましては、委員の皆様はご理解いただいているということで改めてその主張はいたしません。割愛したいと思います。

まず、電線ケーブルの業界の概要を簡単にお話させていただきたいと思います。電線ケーブルは聞いて頂くとおわかりになるかと思いますが、主に銅やアルミニウムを線形に伸ばして、電力会社とか自動車メーカーに販売をする業界です。また、最近では通信会社向けには、金属線ではなくガラス線等の光ファイバーケーブルなどを販売している業界であることをご理解いただきたいと思います。

今現在置かれている電線ケーブルの市場動向を申し上げます。コロナ禍においては、若干、減収減益ということもありましたが、2022年度前期におきましては、2年ぶりに前年度プラス見込みです。この要因は、完成車メーカーの回復を受けて、自動車向けの需要が伸びているということが一点、もう一点は、電力会社向けの再生可能エネルギー関連の設備投資が増えてきているということがありまして、回復に向かっている状況です。

光ケーブルの需要が近年伸びてきております。これは皆さん認識されていると思いますが、コロナ禍になって在宅勤務、テレビ会議、ウェブ会議が非常に普及しました。そういった関係から各家庭で光ケーブルの利用が、非常に増えているということと、後は、ビッグデータを扱うデータセンターの建設が全国各地に進んでおりますので、需要を押し上げているというのが今の状況です。世界の電線ケーブルの市場を申し上げますと2029年には、2022年の1.5倍に成長すると世界的に予測がされている業界でもあります。ただ、近年、光ファイバーにおいては、中国メーカーが台頭してきているということもございまして、国内メーカーにつきましては、価格面で押されて、苦戦を強いられているというところでございます。

将来的な需要の深まりに、やはり低価格の製品ではなく、今後は高い技術力と質の高い製品が求められてくるのだろうということを予測をしているといった状況です。

そんな中で、三重県の中には電線ケーブルの主要メーカーが日本で5社程ありますが、そのうち3社が三重で稼働させていただいております。改めて企業名を申し上げることはありませんが、近年につきましては、増収増益、いわゆる業績が回復してきているという状況でございますし、新たな工場の新設というところも進んでいるところでございます。先ほど、浅野委員からもお話ありましたが、資料7の鉱工業生産推移をご覧くださいいただければおわかりになるかと思えます。実は、三重県で電線・ケーブルは、非鉄金属に含まれるわけですが、非鉄金属をご覧くださいますと、ここ近年指数が高いといったところも含めて、三重県の中において電線・ケーブルの業界産業がいかに三重の中の産業を占めているかといったところをご理解いただければと思えます。

2023年度の申出について、少しだけ補足をしますが、今回労働協約ケースで申出をさせていただいております。労働協約ケースの重みというのをご理解いただきたいと思います。

適用労働者1,361名ということでそんなに多くはございません。そのうちのご提出させていただいた適用労働者が991人、率にすると72.8ということで、非常に高い割合を占めているということもご理解いただければと思っております。そういった中で今回提出をさせていただきました労働協約による最低賃金が1,075円です。昨年は1,044円ということで、今年の春の労使の交渉で共に交渉をし、協議をさせていただいた結果でありますし、昨年と比べると31円引き上がっているということでございます。

現在の地賃で申し上げますと、142円の差、特定（産業別）最低賃金で申し上げますと105円の差があるということは、労使でこの産業をどう捉えているのかということをご理解いただけるだろうと思えます。

今回の申出につきましては、事前に意向表明、並びに申出につきまして当該労使の中で確認をさせていただいており、事前にご了解もいただいております。言い換えれば、労使の中でのイニシアティブが取れているということも含めてご理解をいただきたいと思いますということでございます。

少し状況も申し上げましたけれども、電線・ケーブルが三重の産業において、基幹産業である主要メーカー3社が概ね占めておりますが、基幹産業であることも含めて今回改定の申出をさせていただくということ

ですので、ご理解をよろしくお願ひします。よろしくお願ひいたします。

(会 長)

ありがとうございました。只今、労働者側の方からご意見をいただきました。申出業種別にお話をいただきました。これを受けまして使用者側お願ひできますでしょうか。

(中村委員)

5業種の申出のご説明をいただいたところでございますが、当初6業種のうち今回はガラス・同製品が無く、一般機械器具製造業及び洋食器が申出をされたということをお聞きさせていただきました。それを踏まえて、昨年、ガラス・同製品製造業の審議をしないということを決断をさせていただいた中で、全国的に見ても特定(産業別)最低賃金の在り方自体の議論をされている中ではございますが、7月下旬に示されます中央での地賃の目安も含めて総合的にどう対応をさせていただくか真剣に今から検討をさせていただきたいと思っておりますのでよろしくお願ひいたします。

(会 長)

ありがとうございました。

労使イニシアティブを取っていただきまして、慎重な審議を是非お願ひしたいと思います。

次に、今後の審議の方法について、ご意見がございましたらお願ひいたします。いかがでしょうか。

特にございませんか。

特にご意見がないようでございますので、私の方からご提案をさせていただきますと、例年ですと小委員会を設置させていただきまして審議をするという方法を取らせていただいております。今年も先ほどから労使それぞれのご意見をお聞きした上で、今までの経緯に鑑みて小委員会を設置するという方法にしたいと思っておりますが、この方法にご異議ございませんでしょうか。

— 「異議なし」の声あり —

(会 長)

異議なしのご発言をいただきました。では、小委員会を設置いたしまして、改正決定の必要性について、別途、審議していくこととしたいと思っております。

小委員会の委員につきましては、三重地方最低賃金審議会運営規程第3条に基づき、会長が指名をするということになっております。

労側 伊藤委員、葛山委員、前田委員

使側 栗須委員、中村委員、別所委員

公益 西川委員、三好委員、私、安井

の9名の委員を指名をさせていただきます。指名をさせていただいた委員の皆様には、よろしく申し上げます。

事務局におかれましては、後日、当該委員へ事務局から指名書の交付をお願いします。

(指導官)

承知しました。

小委員会につきましては、1時間を予定しておりますが、場合によっては延長して開催することがありますので、指名があった委員の皆様には、ご都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

(会長)

それでは、小委員会を8月3日(木)午後1時30分から開催したいと思っております。先程指名をさせていただきました委員の皆様には、日程調整をよろしくお願いいたします。

### (3) 三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方について

(会長)

それでは、議題の三番目でございます。「三重県最低賃金の改正決定における審議の進め方」について、事務局から説明をお願いします。

(室長)

次回の最低賃金審議会の日程についてでございます。現在のところ、これは中賃になりますけれども、予定通り進めば、「7月26日(水)」に中央最低賃金審議会の第4回目安に関する小委員会が開催され、何日か後、目安にかかる答申がなされる予定となっております。

当審議会としましては、次回の第3回審議会を7月31日(月)、目安の伝達等を

させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

(会 長)

それでは、第3回審議会を7月31日(月)午前11時から開催をさせていただきたいと思います。こちらの方は、委員の皆様全員ですので、日程調整をよろしくお願いいたしますと思います。

その他、につきまして事務局何かございますか。

(指導官)

先程「三重県最低賃金の改正決定について」の諮問をさせていただきましたので、最低賃金法第25条第2項の「審議会は、最低賃金の決定又はその改正の決定について調査審議を求められたときは専門部会を置かなければならない。」とする規定に基づき、専門部会の設置することとなります。

つきましては、専門部会委員の推薦公示につきまして、「本日公示し、7月20日(木)締切り」ということで進めたいと考えております。

また、最低賃金の改正決定に係る関係労働者及び関係使用者の意見聴取に関する公示についても、「本日公示し、7月20日(木)締切り」で進めたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

専門部会につきましては、8月1日から4日まで間に集中的に審議することとしておりますので、当該委員の皆様には、ご都合をつけていただきますようよろしくお願いいたします。

(会 長)

はい、ありがとうございました。

その他、事務局、委員の皆様ご発言ございませんでしょうか。

先程、第4回審議会8月7日の答申日までの審議会、専門部会、小委員会、それぞれの日程を決めさせていただきました。

委員の皆様、特に、専門部会を担当していただく委員の方々には、7月下旬から8月上旬に毎日のように審議会を開催させていただきます。

非常に日程がタイトになりますが、お忙しい中ではございますが日程調整の程、よろしくお願いいたしますと思います。

報道でも出ておりますし、先ほど事務局からの説明にもありましたけれども、中賃の審議会が先日始まったということで、7月26日をめぐりに目安を公表するというような日程のスケジュールが組まれているようです。三重県地方最低賃金審議会といたしましては、中央から出される目

安を参酌させていただきながら、三重県の最低賃金をこれから決めていきたい。いよいよ日程が始まったなというところでございます。

また、7月下旬から8月にかけてまた非常に暑い日が続くと思います。

最初にもご挨拶させていただきましたが、是非、晴れて終わるような審議会にしていただければなというふうに思っております。それには労使の皆様のご協力ご理解歩み寄りがなければ進みません。その辺しっかりご理解いただきまして、ご配慮いただきますようご案内しておきたいと思います。

では、以上をもちまして令和5年第2回三重地方最低賃金審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

( 皆 )

ありがとうございました。

以上